KOBE まちなかパフォーマンス

「登録アーティスト」募集要項

神戸市では、神戸においてアーティストの方々が新たな活動を行う機会や、市民の皆さまが気軽に様々な文化芸術やエンターテインメントに触れる機会を創出するとともに、まちのにぎわいづくりや神戸のまちの魅力向上を目的に、「KOBE まちなかパフォーマンス」を新たに開始します。

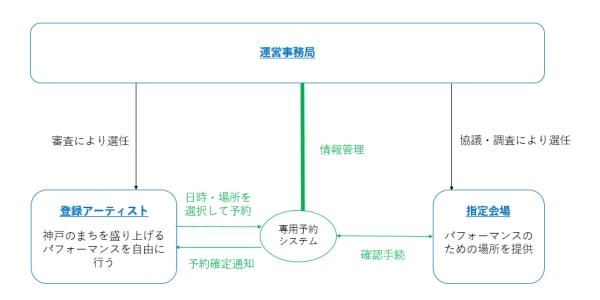
この募集要項では、公認会場でパフォーマンスが可能なアーティストの募集について記載しています。

1. 「KOBE まちなかパフォーマンス」について

神戸市が実施する審査に合格したアーティスト(登録アーティスト)が、神戸市が指定した会場(公認会場)のうち、いずれかを選んで予約し、音楽演奏やダンスや大道芸、ライブアートなどのパフォーマンスを行うことができる制度です。

- ※一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。
- ※会場によって大音量の禁止、使用楽器の制限など音楽演奏やパフォーマンス内容にルールがあります。

(運営イメージ図)



2. 応募条件について

(1) 応募資格

①分野

音楽(弾き語り、バンド、アカペラ、その他の音楽演奏など)、ダンス、大道芸、演劇、伝統芸能、ライブアート等、 分野は問いません。

②住所等

市内に在住、在勤、在学であるかは問いません。市外の方でも応募頂けます。

③国籍

国籍は問いませんが、日本国籍以外の方は、在留資格を有する方とします。

4)年齢

2024年1月1日時点で満16歳以上の方とします。

⑤欠格事由

以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 暴力団員等(神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号) 第 2 条第 2 項に定める暴力団員)

(2) 応募方法

①市ホームページより、申込フォームヘアクセス (Google フォーム)

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/machinaka_performance.html

※申込フォームは応募受付期間(1月29日~2月4日)に表示します。

②フォームに従い、必要事項をすべて記入してください。

審査用動画については、Youtube の URL リンクを記載してください。

【注意事項】

- ・代表者名は本名で記入してください。
- ・電話番号は代表者の携帯電話番号を記入してください。(必ず連絡のつく番号を記載願います)
- ・団体の場合は、メンバー全員の氏名、年齢、楽器やパート等を入力してください。
- ・未成年の方には、保護者の方の同意書を提出いただく必要があります。 市 HP より様式をダウンロードし、メールで提出してください。

提出先: kobe.machinaka.p@gmail.com

・フォーム入力に使用したメールアドレス宛に、受付完了メールが届いていることを確認してください。 届かない場合、まずは迷惑メールフォルダをご確認ください。迷惑メールフォルダにも届いていない場合は、再度申込フォームを送信してください。何度送信しても受付完了メールが届かない場合は、下記までご連絡・お問合せください。 申込に関するお問合せ先: kobe.machinaka.p@gmail.com

【審査用動画について】

- ・音声や映像が編集された動画 (PVやMV等) は審査の対象外です。
- ・本番と同じメンバー、編成でパフォーマンスしていることが分かる動画を提出ください。
- 5分程度の長さとしてください。

(5分を大幅に超える動画を送信されても、5分を超過する部分については審査を行いません。)

- ・動画をご自身の Youtube チャンネルにアップし、URL をフォームに入力してください。 (公開設定は「公開」か「限定公開」とし、子ども向け動画の設定にはしないでください)
- ·Youtube 以外の動画プラットフォームは受け付けません。

③応募受付期間

2024年1月29日(月曜)9:00~2月4日(日曜)23:59

(3)審査内容

KOBE まちなかパフォーマンスの事業趣旨やルールを十分理解していることに加え、さらに以下の項目で審査します。

- ① 神戸のまちのイメージとの合致
 - ・神戸のまちのイメージや雰囲気、景観に調和するか
 - ・会場の近隣住民等から受け入れられるものであるか(街の風紀面に悪影響を及ぼすものでないこと等)
- ② クオリティ
 - ・市民や観光客等が気軽に文化芸術に触れることができ、充実した時間を共有することができるか
 - ・まちなかにおける公共空間において多くの人が足を止め、惹きつける魅力や目新しさ、質があるか
- ③ 独自性
 - ・新しいアイデアやオリジナリティ、創意工夫がなされているか
- ④ 柔軟性·社会性
 - ・音量制限に柔軟に対応できるか、MC による観覧者の整理、会場のルールを遵守といった社会性が感じられるか

(4)審查過程

①一次審查(書類:動画審查)

応募頂いた書類、動画により審査を行います。合否については 2024 年 2 月中旬に応募者全員に通知します。 なお、選考結果に関する問い合わせには一切お答えできません。

- ②二次審査(公開オーディション)
 - 一次審査通過者には、公開での実演審査を行います。

日時: 2024年3月15日(金曜)、16日(土曜)

場所:神戸ポートオアシス・多目的ホール(〒650-0041 神戸市中央区新港町 5番2号)

備考: 2次審査の日時は1次審査通過者にお知らせいたします。いずれかの日で、1組あたり10分程度(準備・ 撤収時間を除く)の実技審査を予定しています。

- 二次審査の合否については、2024年3月下旬までに参加者全員に通知します。なお、選考結果に関する問い合わせには一切お答えできません。
- ※市が令和 5 年度に制度検討にあたって選出したアドバイザー及び、アドバイザーの紹介を受けて「(仮称)KOBE まちなかパフォーマンス支援制度 実証実験」へ出演したアーティストのうち、登録を希望した方は一部の審査を免除とします。

③注意事項

- ・提出書類に記入漏れや虚偽があった場合は、失格とします。
- ・提出書類は返却いたしません。
- ・本募集に関して要した費用は、応募者の負担とします。
- 審査にあたり、ジャンルのバランスを考慮する場合があります。

3. 活動条件について

(1) ライセンス

- ①すべての審査に合格したアーティストは、KOBE まちなかパフォーマンスの登録アーティストとなり、ライセンスを交付します。ライセンスを持った登録アーティストが公認会場を利用することができます。
- ②ライセンスの有効期間は2024年4月1日(月曜)~2025年3月31日(月曜)までの1年間です。
- ③有効期間内に1回以上の活動がある等、活動実績が良好であり、翌年度の継続を希望する場合は更新(翌1年間)が可能です。
- ④次のいずれかに該当するときは、ライセンスを取り消す場合があります。
 - ア 申請内容に虚偽があったとき
 - イ 活動を実施する見込みがないと認められるとき
 - ウ 本制度及び各公認会場のルール等に著しく反した行為があったとき
 - エ その他、事務局等がライセンスの取消しが必要と認めたとき

(2) 事前予約

- ①演奏やパフォーマンスにあたっては、あらかじめ専用システムを介した事務局等への場所及び日時の予約が必要です。 その後、事務局等から施設管理者への確認及び、その他必要な手続きを行います。事務局等から予約確定の連絡 を行いますので、その連絡を持ってパフォーマンスが可能となります。
- ②予約は原則として先着順ですが、予約受付開始直後は、一度に予約できる回数に制限を設ける場合があります。
- ③予約確定後、本事業の連携アプリである「Street」にパフォーマンスの開催情報を入力して頂きます。

(3) 公認会場

①演奏やパフォーマンスができる会場は神戸市が指定した以下の公認会場のみです。一般の路上や駅前などでの演奏やパフォーマンスは不可です。

公認会場: 三宮プラッツ、メリケンパークなどのウォーターフロントエリア、神戸阪急(本館2階山側入口前)グランパ ティオ、プレンティ広場(西神中央)等です。

なお、公認会場は随時情報を更新していきますので、最新情報は市 HP をご確認ください。

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/machinaka_performance.html

- ②公認会場は基本的に屋外ですので、天候不順によるパフォーマンスの中止も想定して下さい。
- ③パフォーマンスは公認会場の決められた区域内で行って下さい。
- ④公認会場には、司会進行、警備誘導、設営などのスタッフにあたる人員、事務局等や公認会場からの立会人員等はいません。事前アナウンスやパフォーマンスに必要な機材の搬入、撤収等はアーティスト自身で完結するようにしてください。
- ⑤特に観覧者が多く見込まれる場合等は、誘導人員を別途手配して頂く場合があります。
 - ※一部、あらかじめ誘導人員を手配して頂く必要のある公認会場があります。

(4) 内容

- ①本事業への出演料等は発生しません。
- ②DVD、CD、チケット等の販売行為や、観覧者の厚意による投げ銭を受け取ることは可能です。ただし、強要することはできません。

- ※一部、販売行為ができない公認会場があります。
- ※販売収入及び投げ銭収入に対する手数料の納付等はありませんが、後日実績を事務局等に報告して頂きます。
- ※登録アーティストと関連性の無いグッズは販売しないようにしてください。
- ③パフォーマンスに必要な機材等はすべて自身で準備していただきます。
- ④次に掲げるパフォーマンスは禁止とします。
 - ア 近隣の方や他の施設利用者の迷惑になるような大音量を伴うもの
 - イ 火器、刃物等の危険物を使用するもの
 - ウ 動物 (犬、猿、鳥類等) を扱うもの
 - エ 宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的としたもの
 - オ その他、事務局等や公認会場が観覧者等に支障が発生しかねないと判断したもの
- ⑤歩行者及び公認会場の利用者等の通行を最優先し、支障が発生しないようにしてください。
- ⑥演奏・パフォーマンス中は、事務局等から交付されたライセンス証を掲示して下さい。
- ⑦演奏・パフォーマンス後は清掃等を行い、会場の美化に努めて下さい。
- ⑧その他、各公認会場のルール及び施設管理者の指示に従って下さい。
- ⑨パフォーマンス後は、販売や投げ銭、観覧者数の実績等を事務局等へ報告して頂きます。

(5)連携アプリ

- ①登録アーティストは本事業の連携アプリである「Street」を使用しながら活動して頂きます。
- ②観覧者等に対しても、「Street」の登録を呼びかけてください。

「Street」とは、神戸電子専門学校の学生が開発したアプリで、ストリートライブを開催したいアーティストと行きたいアーティストをマッチングさせる、ストリートライブをされるアーティストの方に特化した SNS です。

Street では、道端の暇な時に現在地から近い開催情報を Map 上で確認し、ライブに足を運ぶことができる「開催地 Map 機能」や自身のお気に入りのライブを探すことができる「ライブ一覧機能」があります。これにより、自身のファン以外にも広く宣伝することができます。

また、アプリ内で投げ銭を受け取ることができる「投げ銭機能」やストリートライブに特化した機能も充実しており、アーティストと視聴者を繋げる新しい方法を提供します。

(6) その他

- ①グループでパフォーマンスする場合は、登録アーティストとしてライセンス付与されたメンバーのみがパフォーマンス可能です。なお、ライセンスを持たない方と共演する場合は、事前に事務局等に共演の概要を説明の上、承認を受けて下さい。
- ②各公認会場の営業に支障をきたした場合、観覧者やその他第三者に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額の賠償を求める場合があります。
- ③JASRAC 等の著作権管理団体に登録されている楽曲を使用する場合は、自身で申請手続きを行って下さい。なお、 権利侵害に関する申し入れなどがあった場合には、自身がすべての責任を負うものとします。
- ④事務局等の広報等においてパフォーマンス動画や画像を無償で利用することに了承し、必要な協力を行って頂きます。 なお、必要に応じて編集を行う場合があります。

4. 備考

- ・2024 年 4 月 21 日(日曜)に開催される神戸まつり内で KOBE まちなかパフォーマンスのオープニングイベントを検討中です。(登録アーティストの参加は任意)
- ・そのほか適宜、登録アーティストに対しては、市のイベント等に合わせたパフォーマンス機会の紹介を行っていきます。

5. 問い合わせ先

○本制度に関すること

神戸市文化スポーツ局文化交流課

Mail: machi_performance@office.city.kobe.lg.jp

○お申し込みに関すること

(公財) 神戸市民文化振興財団

Mail: kobe.machinaka.p@gmail.com